

利 用 上 の 注 意

この報告書は平成 24 年 2 月 1 日現在で実施された「平成 24 年経済センサス - 活動調査」による調査結果のうち、従業者 4 人以上の製造事業所における製造品出荷額等を取りまとめたものです。

1. 経済センサス - 活動調査について

(1) 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的としています。

(2) 調査の根拠

経済センサス - 活動調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」として実施されます。

(3) 調査の期日

平成 24 年経済センサス - 活動調査は、平成 24 年 2 月 1 日現在で実施され、平成 23 年 1 月 1 日から同年 1 月 31 日までの 1 年間の実績について調査しました。

(4) 調査の範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行った。

- ① 大分類 A - 農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類 B - 漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類 N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792 - 家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96 - 外国公務に属する事業所

(5) 製造業について

ア 「平成 23 年 沖縄県の工業」について

この報告書は、製造業について、「工業統計調査」との時系列比較を可能とするために、「平成 24 年経済センサス - 活動調査」の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所について産業別に集計したものである。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

イ 本報告書の数値について

(7) この報告書において、「平成 23 年」の数値は「平成 24 年経済センサス - 活動調査」、

「平成 22 年」以前の数値は工業統計調査である。

調査結果のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項については、「平成 24 年経済センサス - 活動調査」は平成 23 年 1 年間、「工業統計調査」は調査年 1 年間の数値である。

また、調査結果のうち、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項については、「平成 24 年経済センサス - 活動調査」は平成 24 年 2 月 1 日現在、「工業統計調査」は調査年の 12 月 31 日現在の数値である。

(イ) 平成 23 年における数値は、活動調査の調査時点が 2 月 1 日現在であることなど、厳密には「工業統計調査」の数値と連結しない。数値の解釈に当たっては御留意ください。

2. 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の一般的な決定方法は、次のとおりです。

- (1) 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定します。
- (2) 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定します。次に、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 2 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとします。

3. 集計事項及び用語の説明

- (1) 事業所数……平成 24 年 2 月 1 日現在の数値です。

なお、事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

- (2) 従業者数……平成 24 年 2 月 1 日現在の数値です。

従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、臨時雇用者は含めない。

統計表の中で「従業者数」、「従業者」又は「従業者数合計」のいずれかで表記されている集計値からは、さらに他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）を除いている。

① 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主と事業主の家族で無報酬で常時就業している者をいい、実務にたずさわっていない事業主と事業主の家族で手伝い程度の者は含まない。

② 常用労働者とは、次のいずれかをいい、「有給役員」、「正社員、正職員」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

ア 期間を定めず、又は 1 か月を超える期間を定めて雇われている者

イ 日々又は 1 か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、平成 23 年 12 月と 24 年 1 月にそれぞれ 18 日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う
エ 取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
オ 事業主の家族で、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

- ③ 有給役員とは、法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている者をいう。
 - ④ 正社員・正職員とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいう。
 - ⑤ パート・アルバイト等とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。
 - ⑥ 出向・派遣受入者とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。
 - ⑦ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- (3) 事業に従事する者の人件費は、平成23年1月から12月までの1年間に支払われた「常用雇用者（「正社員、正職員」及び「パート・アルバイト等」をいう）及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」及び「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与など」の合計をいう。
- (4) 原材料、燃料、電力の使用額等は、平成23年1月から12月までの1年間における次の①～⑥の合計をいう。
- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。
また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
 - ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。
 - ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
 - ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
 - ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。
 - ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成23年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。
- (5) 製造品出荷額等は、平成23年1月から12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計をいう。
- ① 製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成23年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷金額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成23年中に返品されたものを除く）

- ② 加工賃収入額とは、平成23年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

◆ 付加価値額等の算式

- ① 粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）
－ 原材料、燃料、電力の使用額等

*：消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額

$$\text{② 1事業所あたり製造品出荷額等} = \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}}$$

$$\text{③ 1事業所あたり粗付加価値額} = \frac{\text{粗付加価値額}}{\text{事業所数}}$$

$$\text{④ 従業者1人当たり現金給与総額} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{従業者数}}$$

$$\text{⑤ 従業者1人当たり製造品出荷額等} = \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{従業者数}}$$

$$\text{⑥ 従業者1人当たり粗付加価値額} = \frac{\text{粗付加価値額}}{\text{従業者数}}$$

4. 記号及び注記

[－] 該当数値なし

[△] マイナスの数値

[0] [0.0] 四捨五入による単位未満

[X] 秘匿の数値…1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3人以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としています。

なお、従業者数については、平成17年8月以降の公表より秘匿を解除しています。

5. その他

- (1) この報告書は、本県において独自に集計したものであり、経済産業省が公表する数値と若干相違することがあります。
- (2) 構成比は、単位未満の数値を四捨五入しているため、積み上げと合計が一致しないことがあります。
- (3) 平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加されました。このため、製造品出荷額等、原材料使用額等及び粗付加価値額の数値は平成18年以前の数値とは接続しません。
- (4) 産業分類について

ア 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

本編	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業（1421洋紙製造業、1423機械すき和紙製造業を統合）	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

イ 「中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
プラスチック製版	1521	漆器	3271
写真フィルム（乾板を含む）	1695	畳	3282
手袋	2051	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
耐火物	215	ほうき、ブラシ	3284
と石	2179	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
模造真珠	2199	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板、標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル、模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297
がん具、運動用具	325		

(5) 表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおりです。

工業統計調査用産業分類略称一覧表

09	食料品製造業	食料品	21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ	22	鉄鋼業	鉄鋼
11	繊維工業	繊維	23	非鉄金属製造業	非鉄金属
12	木材・木製品製造業	木材	24	金属製品製造業	金属製品
13	家具・装備品製造業	家具	25	はん用機械器具製造業	はん用機械
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	26	生産用機械器具製造業	生産用機械
15	印刷・同関連業	印刷	27	業務用機械器具製造業	業務用機械
16	化学工業	化学工業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
17	石油製品・石炭製品製造業	石油製品	29	電気機械器具製造業	電気機械
18	プラスチック製品製造業	プラスチック	30	情報通信機械器具製造業	情報通信
19	ゴム製品製造業	ゴム製品	31	輸送用機械器具製造業	輸送機械
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革	32	その他の製造業	その他

(6) 地域の区分は以下のとおりです。

地区の区分

地区名	市町村名	地区名	市町村名
北部	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	南部	糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
			宮古
中部	宜野湾市、浦添市、沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町	八重山	石垣市、竹富町、与那国町
那覇	那覇市		

問い合わせ先：沖縄県企画部統計課商工統計班
 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
 電話 098-866-2050